

第 22 期 第 3 回 日高海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年8月11日(水) 15時00分～16時00分
- 2 開催場所 日高振興局 4階 講堂
- 3 出席委員 大澤晃弘 逢山義幸 佐藤勝
中村敬 梶川徹 安田司
坂本好則 小松伸美 深根英
山中孝俊 住野谷張貴 中村義弘
- 4 欠席委員 神田勉 駿河秀雄 浦川聡
- 5 事務局 (日高振興局) 水産課長 澤田和明
漁業管理係長 服部匡倫
技師 山田誠
技師 大沼亮介
主事 渡部孝之
- (日高海区漁業調整委員会) 事務局 相川英毅
主事 奥野功暉

- 6 議事事項
議案第1号 定置漁業の休業中の漁業許可について(答申)
議案第2号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について(答申)
- 7 報告事項
(1)北海道連合海区漁業調整委員会の開催結果について
(2)太平洋広域漁業調整委員会委員の選出について
(3)秋さけ資源の特別採捕許可に係る調査結果報告について
- 8 その他
- 9 会議のてん末

相川事務局長 | ただいまから第22期第3回日高海区漁業調整委員会を開催
します。
はじめに、大澤会長から挨拶を申し上げます。

大澤会長 | 今期、第3回目の当委員会開催のご案内を申し上げましたところ、皆様方には、お盆の時期を控え、何かとご多用の中、ご出席を賜りましたこと誠にありがとうございます。
昨年から続く新型コロナウイルス感染症の発生、拡大は、様々な形で、ここにお集まりの皆様方にも多大な影響を及ぼしていることと思います。
ワクチン接種も進んで参りましたが、一日も早い収束を願うばかりでございます。

さて、管内漁業を見ますと、こんぶ漁は、7月中盤から天候にも恵まれ、東部地区を中心に採取日数も大きく伸び、おおむね順調に推移しております。ただ中部から西部にかけては、少し取りあぐんでいるようなところも見られますので、これからの漁に期待いたします。一方で、後ほど報告事項で説明がありますが、本年の秋さけの来遊は厳しい予測が公表されておりました。9月からの秋さけ漁がどのように推移していくのか、心配な状況にございますが、何とか好漁となるよう、切に願うばかりでございます。

本日の委員会の議題は、「定置漁業の休業中の許可について」などの知事諮問案件のほか、報告事項3件となっております。

皆さまには、慎重なご審議をお願いいたしまして、簡単でございますが、開会のご挨拶といたします。

今日はよろしくお願いいたします。

相川事務局長

それでは、大澤会長の議長により議事の進行をお願いします。

大澤会長

それでは、これより議事に入ります。

人員の報告をいたします。本日の委員会には、委員15名中、12名の出席をいただいておりますので、本委員会は成立いたします。

次に、議事録署名委員2名の選出でございますが、梶川委員と坂本委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号「定置漁業の休業中の漁業許可について」知事から諮問されております。内容を事務局から説明願います。

相川事務局長

はい、説明いたします。

資料1をご覧ください。1ページ目が知事からの諮問文写しでございます。本件に関する経過等を整理した右肩に参考資料と書かれた1枚ものの資料をご覧ください。対象となる定置漁業が、新さけ定第3号、漁業権者が有限会社藤原漁業、免許期間が平成31年3月1日から平成35年12月31日までとなっております。経過等の1、令和3年5月22日付けで当該漁業権者より北海道に漁業法第87条の規定に基づく休業届が提出されました。休業期間は令和3年6月1日から令和3年12月11日まででございます。

2といたしまして、それを受けて、令和3年6月14日、休業中の漁業許可の申請期間について、知事が公告しております。

その後、3になりますが、令和3年7月5日付けでひだか漁業協同組合より当該漁業の許可申請が提出されております。3の下枠に掲げていますが、漁業法第88条第1項の規定により、適格性を有する者は、知事の許可を受けて休業中の漁業権の内容たる漁業を営むことができるとされています。

この申請を受けまして、4になりますが、許可することについての意見、許可にあたり条件を付すことについての意見、この2点について、知事より当海区委員会に諮問があったところでございます。4の下枠にございますが、同法第88条第2項

の規定により、申請があったときは、知事は海区委員会に意見を聞かなければならないとされており、許可することについての意見、例えば、適格性に問題があるか、許可しない場合に該当するか、その他の事項を含めまして意見を求められているものでございます。

裏面をご覧ください。第71条、知事が免許をしない場合が規定されております。第1項に、申請者が第72条に規定する適格性を有する者でないときと規定されておりました、適格性として第72条には、個別漁業権の内容たる漁業の免許について適格性がない者として、1 漁業又は労働に関する法令を遵守しない者、2 暴力団員等であること、以下4号までに該当する者は適格性がないものとしております。

第3項には、同種の漁業権の不当な集中に至るおそれがあるときなどは、免許してはならない場合として規定されておりますので、ご確認いただきたいと思っております。

また、おもて面に戻りまして、一番下の枠内、第86条の規定により、許可にあたって条件を付けようとするときは、知事は、海区委員会の意見を聴かなければならないこととされております。このことから、今回、許可条件を付けることについて、あわせて諮問されたものでございまして、その条件の内容は、従前の免許に付された条件と同内容でございます。

資料1 ホッチキス留めの資料にお戻り願います。諮問文2ページ目の別紙をご覧ください。

申請一覧でございます。申請があったのは、ひだか漁業協同組合からの1件で、申請者からは、中ほどの5になります、先ほど触れました法第72条第1項の適格性を有する者であることを誓約する書面のほか、丸付けされた必要書類が知事に提出されております。

次の3ページからは参考資料となります。3ページは休業する新さけ定第3号の免許状の写し、4ページは漁場図でございます。

説明は以上です。

大澤会長

ただいま説明ありましたが、皆さんから、まず、ご質問を伺います。何方かいらっしゃいませんか。

佐藤委員

参考までに聞きたいのですが、休業理由はどのようになってますか。一年間ですね。今年いっぱい休業ということですね。

服部漁業管理
係長

日高振興局水産課の服部です。

ただいまの質問にお答えいたします。

休業届をいただいております、休業理由ということですが、体調不良と経営の再構築という理由で休業届をいただいております、今年度の操業を休業するというものでいただいております。以上です。

佐藤委員

わかりました。

大澤会長	他に質問はございませんか。
各委員	ありません。
大澤会長	知事が休業中の漁業の許可をすることについて、ご意見があるかない、また、許可にあたって諮問のあった条件をつけることについて、ご意見があるかないかを伺います。 ご意見はありますでしょうか。
各委員	ありません。
大澤会長	ご意見等が無ければ、「定置漁業の休業中の許可について」は、諮問内容に異議がない旨決定し、知事に答申することとしてよろしいですか。
委員一同	はい。
大澤会長	続きまして、議案第2号「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について」知事から諮問されております。内容を日高振興局から説明願います。
服部漁業管理 係長	改めまして、日高振興局水産課の服部と申します。 私の方から、議案第2号「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間等について」に係る諮問について説明させていただきます。諮問の内容と致しましては、かにかご漁業とすげとら固定式刺し網漁業の2点となります。 まずは、資料2-1をご覧ください。こちらがかにかご漁業の知事許可に関する諮問文となります。文書の中程になりますが、2. 関係漁業の箇所に記載しているとおり、日高管内のかにかご漁業については、えりも町の沖合海域が対象となる日高振興局管内東部沖合海域と様似町より以西の西部沖合海域の2つの知事許可漁業がございます。 まずは、日高振興局管内東部沖合海域におけるかにかご漁業に係る諮問内容について説明させていただきます。資料2-1-1をご覧ください。制限措置の内容については、左側から説明しますが、これまでの許可取扱い方針の内容と変更ございません。左から(1)「漁業種類」はかにかご漁業(けがに)、(2)「操業区域」は、日高東部沖合海域、(3)「漁業時期」については、12月5日から翌年の2月22日までとしています。(4)「許可等をすべき船舶等の数」については、26隻以内としております。(5)「船舶の総トン数」については、10トン未満船となっています。(6)「漁業を営む者の資格」については、日高管内に住所を有する者であることとしています。「申請すべき期間」については、9月20日から10月19日までの1ヶ月間としています。備考欄には、許可等の有効期間、申請書の提出先、許可等にあたっての条件を記載しております。 続きまして、資料2-1-2をご覧ください。日高振興局管内西部沖合海域における「かにかご漁業」の諮問内容について説

明します。制限措置の内容につきましては、東部地区と同様、これまでの許可取扱い方針の内容と変更ございませんが、制限措置の内容を左側から説明します。(1)「漁業種類」はかにかご漁業(けがに)、(2)「操業区域」は、日高西部沖合海域でこれまでの操業区域と同じ内容となっております。(3)「漁業時期」については、1月15日から3月29日までとしています。

(4)「許可等をすべき船舶等の数」については、37隻以内としております。(5)「船舶の総トン数」についても、10トン未満船となっております。(6)「漁業を営む者の資格」については、日高管内に住所を有する者であることとしています。「申請すべき期間」については、令和3年10月18日から同年11月17日までの1ヶ月間としています。備考欄には、許可等の有効期間、申請書の提出先、許可等に当たっての条件を記載しております。

続きまして、資料2-1-3をご覧ください。東部海域と西部海域に共通して適用される「許可等の基準」について説明します。新規の許可において、公示により申請を募集した結果、公示隻数を超える申請があり、適格性の審査を経てなお公示隻数を超える場合に、当該知事許可漁業の状況を勘案して、許可する者をどのように決めていくのかの基準となるものです。

この基準を定める際には、関係する海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない旨、漁業法及び北海道漁業調整規則において規定されているところです。

この許可等の基準は、当該漁業の状況を勘案して定められる規定になっているため、漁業ごとに設定できますが、現在のところ道内すべての漁業で共通した内容となっております。

道としては、漁業の安定的継続には、既存漁業者の安定的・継続的な経営が最も重要と考えていることから、許可等の基準では操業実績者や許可受有者を優先的に許可した上で、それでも公示枠を超える状況にあれば、操業区域に関連する地域における漁業生産力を維持していく観点から、申請者の住所要件と漁業経験により優先的に許可する考えとしています。

参考資料として、後ろにかにかご漁業の許可等に関する制限措置等の取扱いを添付していますので、後ほどお目通しいただければと思います。

かにかご漁業の諮問内容については以上となります。

それでは、引き続きすけとうだら固定式刺し網漁業の諮問内容について説明させていただきます。

資料2-2をご覧ください。こちらがすけとうだら固定式刺し網漁業の制限措置に係る諮問文となります。すけとうだら固定式刺し網については、本年10月に許可更新を迎える、渡島胆振管内に住所を有する者を対象とする海域に関する諮問でございますが、すけとうだら固定式刺し網漁業の制限措置に関する取扱いは、道南太平洋海域として定めており、同一資源を利用していることから、今般、日高海区にも諮問があったものでございます。なお、日高管内に住所を有する者を対象とする海域につきましては、令和2年12月17日開催の海区委員会で諮問させて頂いており、本年4月にすでに許可を更新していますので、今回の諮問の対象とはなっておりません。

資料 2-2-1 をご覧下さい。諮問の内容についてですが、操業区域、漁業時期、許可等をすべき船舶等の数、船舶の総トン数、漁業を営む者の資格は、渡島胆振の実状に合わせて定めております。申請すべき期間については、令和 3 年 8 月 16 日から同年 9 月 15 日までとなっており、今回諮問する内容となっております。備考欄につきましては、許可及び起業の認可の有効期間、申請書の提出先を示しております。「4 許可に当たっての条件」については、日高管内のすけとうだら固定式刺し網漁業と同様となっております。なお、許可等の基準につきましては、令和 2 年 12 月 17 日開催の海区委員会で諮問させて頂いておりますことから、今回は諮問対象とはなっておりません。また、最後に道南太平洋海域の制限措置の取扱いを添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上です。

大澤会長 ただいま説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

各委員 ありません。

大澤会長 ご意見等が無ければ、「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について」は、諮問内容に異議がない旨決定し、知事に答申することとしてよろしいですか。

委員一同 はい。

大澤会長 続きまして、報告事項に入ります。
報告事項（1）「北海道連合海区漁業調整委員会の開催結果について」事務局から説明願います。

相川事務局長 報告事項（1）北海道連合海区漁業調整委員会の開催結果について、説明いたします。資料は、報告資料 1-1、1-2 です。第 2 2 期の連合海区漁業調整委員会は、6 月 16 日に第 1 回、6 月 28 日に第 2 回委員会が開催されましたが、新型コロナウイルス感染症対策により、いずれも書面での開催となっております。

まず、報告資料 1-1 をご覧願います。委員改選に伴い第 2 2 期の第 1 回委員会では、会長及び副会長の互選が行われ、会長に檜山の工藤委員、副会長に釧路十勝の川崎委員及び石狩後志の濱野委員が選出されました。裏面には書面表決の集計結果が載っております。

次に報告資料 1-2 をご覧願います。第 2 回委員会の内容でございます。「令和 3 年度秋さけの親魚確保及び適正利用を図るための実施方針」の議案事項 1 件、協議事項 1 件、その他報告事項が（1）から（5）までの 5 件の内容でございました。

1 号議案は、原案通り決定されていますが、内容につきまして概要をご説明します。

議案説明の前に、まず、今年の秋さけの資源状況についてござい

ます。色のついたグラフの資料、参考資料1、令和3年の秋サケの資源状況についてをご覧ください。これはさけます内水面水産試験場が発表した資料でございますが、1ページ目、令和2年の北海道への秋サケ来遊の特徴ですが、令和2年の秋サケ来遊は、平成以降で3番目に低い水準にとどまり、地区によって実績が予測を大きく下回った理由は、9月の沿岸水温が高く推移したことにより、前期群の来遊に地域的な偏りが生じたためと考えられるとのことです。

2ページ目、各海区への来遊状況でございます。令和2年の来遊状況については、日本海区以外では前年並みまたは前年を下回り、特に根室、えりも以東・以西海区では低調な来遊となり、年齢別の来遊についてみると、3年魚の来遊数が前年を大きく上回ったのは日本海区のみとなっております、全道的にみると令和3年の来遊は引き続き厳しい状況が続くものと考えられるとのことです。

3ページ目、今年度の来遊予測でございます。令和3年は予測手法を改良し、具体的には成熟年齢の若齢化が進んでいることを考慮した分析を行い、この手法で令和3年の秋サケ来遊数の予測を行った結果、下の表になりますが、来遊数が昨年を上回るのは日本海北部・中部のみで、全道では昨年の9割程度、中ほどのえりも以東海区では、令和2年比87.2%、えりも以西日高地区は、同78.5%という厳しい予測となっております。

その後ろの横表の参考資料2、2021年北海道サケの推定遡上量(期別)の資料でございます。採卵用親魚の確保について、「根室海区」および「えりも以東海区」では全ての時期で黒三角が立っていますが、親魚が不足し、捕獲計画の半分程度またはそれを下回ると予測となり、増殖事業の運営に大きな支障が懸念されております。「えりも以西海区」では「道南地区」において全ての時期に親魚不足が見込まれており、日高地区でも後期に7千5百尾の不足が予測されています。

続きまして、3枚ホッチキス留めの資料1-1をご覧ください。令和3年度秋さけの親魚確保及び適正利用を図るための実施方針です。これは、秋さけの親魚確保対策及び密漁対策等を講じ、安定的な資源造成及び適正な利用のため、毎年連合海区で決定しているもので、本年も引き続き当該実施方針を定めたもので、昨年と内容の変更はございませんが、第1秋さけ親魚確保対策の推進の中ほど、2親魚の確保(2)には、親魚確保措置について振興局から要請のあった場合には、網揚げ等による自主規制措置を講ずることが謳われておりまして、この場合において、海区委員会を開催し協議するのが基本ではありますが、開催できないような緊急を要する場合は、正副会長に一任願いたく、後ほどご了承をお願いいたしたいと存じます。

次にめくっていただきますと、資料1-3、これは参考資料でございますが、本実施方針第3にある、連合海区委員会が参考値として各海区委員会に提示する本年度の秋さけ漁獲見込量が記載されております。

報告事項(1)については以上でございます。

大澤会長 報告が終わりました。質問を受ける前に確認でございます。
先ほど事務局から説明がありましたが、親魚の確保に係る自主規制・遵守指導の決定などは、海区委員会を開催し協議するのが基本ですが、開催できないような緊急を要する場合は、正副会長に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

委員一同 はい。

大澤会長 ありがとうございます。
それでは、ただいまの報告に関してご質問はございませんか。

各委員 ありません。

大澤会長 続きまして、報告事項（２）「太平洋広域漁業調整委員会委員の選出について」事務局から説明願います。

相川事務局長 報告資料２をご覧ください。本件につきましては、１ページ目のとおり、６月２９日付けで北海道水産林務部長から太平洋広域漁業調整委員会の委員選出依頼があり、各委員の方々には、２ページ目７月６日付け日海調整第３０号によりまして、互選のご依頼をさせていただきましたところでは、
本依頼に際しましては、３ページ目にありますとおり、委員会の概要や委員選考の基本的な考え方をお示しさせていただいております。その後、全委員の皆さまから、同意書の提出がございまして、当委員会として、釧路十勝海区漁業調整委員会の川崎一好委員を選出することとし、４ページ目７月２６日付け日海調整第３１号のとおり、水産林務部長へ選出結果を報告いたしましたので、ご報告いたします。
以上で、報告事項（２）の説明を終わります。

大澤会長 ただいまの報告事項に関して、ご質問はございませんか。

各委員 ありません。

大澤会長 続きまして、報告事項（３）「秋さけ資源の特別採捕許可に係る調査結果報告について」日高振興局から説明願います。

服部漁業管理係長 それでは、私の方から「秋さけ資源の特別採捕許可に係る調査結果報告について」説明させていただきます。
報告資料３をご覧ください。この調査は、秋さけ親魚捕獲計画を大きく超過して地場回帰する静内地区において、「秋さけ資源の来遊状況の把握」及び「企業採算性調査」を目的に、静内川河口付近で小型定置網により調査を実施し、資源の新たな利用方法を検討するものです。
本調査につきましては、平成21年から継続して実施しており、令和元年７月30日に開催しました第21期第17回日高海区漁業調整委員会において、令和元年度から令和５年度までの５年間の実施について、承認をいただいております。

今回の調査報告につきましては、その5年間の調査の2年目にあたる令和2年の調査結果となります。上段の表になりますが、操業日数は例年よりも少ない32日でございますが、さけの尾数で6,085尾、さけの水揚げ金額につきましては1,488万6千円となっており、ともに前年より増加しております。中段の表に移りまして収支についてですが、水揚金額全体で1,499万2千円、支出額は1,496万1千円で、差し引き損益は30万1千円の黒字となっております。

来遊状況調査の結果につきましては、28尾のさけの耳石を解析したところ、静内川の標識魚が6尾確認されました。

今後につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、当該調査は令和5年度までの5ヶ年の計画でありますことから、今後も継続して調査を実施し、調査結果については、海区委員会に報告致しますのでよろしくお願い致します。

大澤会長

ただいまの報告に関して、ご質問はございませんか。

各委員

ありません。

大澤会長

その他、事務局から何かありますか。

相川事務局長

ございません。

大澤会長

本日予定しておりました議題は以上ですが、皆さんから何かございませんか。

各委員

なしの声

大澤会長

事務局から連絡事項はございますか。

相川事務局長

はい、次回の委員会の開催予定ですが、現在のところ、漁獲許容量TACに係る知事からの諮問等が11月頃に予定されております。あらためて日程の調整しご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

大澤会長

それでは、以上で本日の委員会は終了いたします。
お疲れ様でした。

〈閉 会〉